車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km／L以上	10.3km／L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km／L以上	9.6km／L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km／L以上	8.1km／L以上

備考）　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表３　小型バス（車両総重量3.5ｔ以下）に係るＪＣ08モード燃費基準

区　分	燃　費　基　準　値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km／L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km／L以上

表４　ガソリン小型貨物車に係るＪＣ08モード燃費基準

区　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車　両　重　量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造Ａ	23.2km／L以上
		741kg以上		20.3km／L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km／L以上
		741kg以上　856kg未満		19.6km／L以上
		856kg以上		18.9km／L以上
	手動式	741kg未満	構造Ｂ	18.2km／L以上
		741kg以上　856kg未満		18.0km／L以上
		856kg以上　971kg未満		17.2km／L以上
		971kg以上		16.4km／L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km／L以上
		741kg以上　856kg未満		16.0km／L以上
		856kg以上　971kg未満		15.4km／L以上
		971kg以上		14.7km／L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満		18.5km／L以上
		1,081kg以上		17.1km／L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km／L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km／L以上
		1,196kg以上		14.7km／L以上
中量貨物車	手動式		構造Ａ	14.2km／L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		13.3km／L以上
		1,311kg以上		12.7km／L以上
	手動式	1,311kg未満	構造Ｂ１	11.9km／L以上
			構造Ｂ２	11.2km／L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造Ｂ１	10.6km／L以上
			構造Ｂ２	10.2km／L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造Ｂ１	10.3km／L以上
			構造Ｂ２	9.9km／L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造Ｂ１	10.0km／L以上
			構造Ｂ２	9.7km／L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造Ｂ１	9.8km／L以上
			構造Ｂ２	9.3km／L以上
		1,761kg以上	構造Ｂ１	9.7km／L以上
			構造Ｂ２	8.9km／L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造Ｂ１	10.9km／L以上
			構造Ｂ２	10.5km／L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造Ｂ１	9.8km／L以上
			構造Ｂ２	9.7km／L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造Ｂ１	9.6km／L以上
			構造Ｂ２	8.9km／L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造Ｂ１	9.4km／L以上
			構造Ｂ２	8.6km／L以上
		1,651kg以上	構造Ｂ２	7.9km／L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造Ｂ１	9.1km／L以上
		1,761kg以上1,871kg未満		8.8km／L以上
		1,871kg以上		8.5km／L以上

備考）１　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。